

ご 案 内

令和7年4月1日 北海道医療センター院長

入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。毎月のメニューは病棟に掲示されておりますのでご確認ください。

また、患者さん疾病に基づき医師の指示のもと特別食(治療食)を提供する場合があります。ご不明な点等ありましたら、ご相談ください。

なお、患者さんの食事療養標準負担額は、健康保険法施行規則等の一部改正により、2025年4月1日から下記のとおりです。

	対象の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない方		1食につき510円
B	小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		1食につき300円
	(低所得者Ⅱ又は低所得者Ⅰに該当しない方)		
C	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき240円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき190円
D	低所得者Ⅰ		1食につき110円

※特別食の場合は別途76円の加算がかかります

・低所得者Ⅱ

世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方

・低所得者Ⅰ・・・①又は②の方

- ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方
- ②老齢福祉年金受給権を有する方

・C、Dの適応を受けるためには、加入されている医療保険者に、患者さんが「標準負担額減額認定証」の交付申請をして入院中にご提示していただく必要があります。